

仕 様 書 (案)

1. 業務件名

交通空白解消に向けた輸送モード選択に関する調査・分析及びデマンド交通の効果的な導入のための手引書の作成等業務

2. 業務目的

近年、交通空白地域の解消に向け、特にA I配車システムを活用したデマンド交通（※以下、本仕様書における「デマンド交通」には、A I配車システムを活用した形態を含む。）の導入が全国の自治体で増加している。デマンド交通は、利用者需要に応じて運行する効率的かつ利便性の高い輸送モードであり、既存の公共交通との適切な調整が図られている地域では、複数年度にわたり安定した運行が実現しているケースも存在している。

一方で、デマンド交通の導入に伴い、既存交通の需要が減少し路線維持が困難となるケース、配車システムの導入・運営コストが負担となり継続が困難となるケース、受託事業者の運営体制が追い付かず撤退に至るケースなど、持続可能な形で導入が十分に確立されていない地域も散見される。

そこで本業務では、管内自治体においてデマンド交通を効果的かつ持続可能な形で導入・運用するための実務指針（手引書）を作成することを目的とし、その基礎となる調査・分析等を実施する。

3. 業務内容

(1) 輸送モード選択に関する調査・分析

1) 基礎調査の実施

- ・管内（新潟県、長野県、富山県、石川県）の全自治体を対象に、自治体毎の交通モード（鉄軌道、民間路線バス、コミュニティバス、乗用タクシー等）の導入状況や施策、課題等を把握するためのアンケート調査を実施する。
- ・調査にあたっては、交通モード、運行形態、利用者数、収支率、課題・ニーズ、A I配車の導入状況など多角的な視点で質問項目を構成する。

2) デマンド交通に関する詳細調査対象自治体の選定

- ・基礎調査結果に基づき、デマンド交通を導入している自治体の中から、詳細調査の対象とする自治体を複数選定する。
- ・選定にあたっては、利用状況（導入後の伸び率・需要変化）、財政負担・収支状況、地域特性、既存交通とのバランス等、必要と判断する視点を総合的に踏まえて選定する。

3) 詳細調査の実施

- ・選定した自治体を対象に、詳細な設問を設けたアンケートやヒアリング等により詳細調査を実施する。ヒアリングは、必要に応じて現地訪問により行うものとし、また必要に応じて関係する交通事業者も対象とする。
- ・詳細調査にあたっては、各交通モードの共存に必要と考えられる施策要素、域内交通事業者との調整方法、協議会運営における留意点など、自治体担当者が抱える課題や実務上の知見を把握できるよう、基礎調査項目を発展させた視点からアンケート及びヒアリング項

目を検討するものとする。

4) データ分析

- ・基礎調査・詳細調査から得られたデータを分析し、自治体においてデマンド交通の導入を検討する際に考慮すべき視点を導き出すとともに、地域特性等に応じた導入パターンを検討する。

【分析視点（例）】

- ・地域特性（人口規模、地形条件、財政状況等）
- ・移動需要の量的・質的分析
- ・既存交通ネットワークとの整合性
- ・費用対効果・持続可能性

(2) デマンド交通の効果的導入に関する手引書の作成

- ・(1)における調査・分析を踏まえ、自治体の交通政策実務担当者向けのデマンド交通の効果的導入に関する手引書を作成する。なお手引書には以下の内容を含むものとし、図表やフローチャート等を活用し分かりやすく整理する。

【手引書内容】

- ・デマンド交通導入の目的整理
- ・地域類型等に応じた導入パターンと運行方法
- ・各地域の事例紹介
- ・導入に係る調整・検討フロー
- ・A I 配車システム導入時の留意事項 等

(3) シンポジウムの開催

- ・調査結果の横展開と、自治体間の交流・学びの促進を目的にシンポジウムを1回開催する。
- ・シンポジウムは現地参加者を50名程度見込んだ上で、対面・オンラインによるハイブリッド開催とする。

(4) その他

- ・調査・分析、手引書作成、シンポジウム開催にあたり、必要な一切の手配を行うものとする。

4. 成果物

(1) 報告書

① 納入数

電子媒体（PDF形式及びPowerPoint、Word又はExcel形式など二次利用が可能な形式）を保存したDVD-Rを1枚納入すること。

② 納入場所

北陸信越運輸局交通政策部交通企画課

(2) 手引書

① 納入数

電子媒体（PDF形式及びPower Point、Word又はExcel形式など二次利用が可能な形式）を保存したDVD-Rを1枚納入すること。

②納入場所

北陸信越運輸局交通政策部交通企画課

5. 履行期限

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、北陸信越運輸局が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物等」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. その他

- (1) 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は、8. 監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、調査・分析・検討についても同様とし、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとする。
- (2) 本業務の実施に当たって疑義が生じた場合、または定めのない事項については、その都度、8. 監督職員と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (3) 本業務の進捗及び事業費の執行状況について、8. 監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出すること。
- (4) 業務の結果によっては、8. 監督職員から追加の業務を依頼する場合があるため、その際には、8. 監督職員と協議の上、可能な範囲で対応すること。
- (5) 本業務に関する事項について、業務上知り得た相互の機密事項を外部に漏らし、または他の目的に利用してはならない。
- (6) 本業務で取り扱うこととなる文書、情報の管理は適切に行うこと。
- (7) 受注者は業務を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。

8. 監督職員

北陸信越運輸局交通政策部交通企画課係長